

2020年12月25日

各 位



## 令和2年12月16日から的大雪により被災された地域にお住いのお客様に対する 電気料金等の特別措置について

2020年12月16日から的大雪により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、この度的大雪により、災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において、被災されたお客様からの申し出に応じて、下記の通り特別措置を実施いたします。

記

### 1. 対象者

当社と電気のご契約をされているお客様

### 2. 対象地域

災害救助法が適用された市町村およびその隣接市町村

※ 対象市町村名は、別紙を参照ください。

### 3. 特別措置の内容

#### ① 電気料金の支払期日(※1)の延長

2020年11月(支払期日が12月17日以降となるのものに限る。)、12月、2021年1月および2月料金計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長いたします。

#### ② 不使用月の電気料金の免除

被災日が属する料金計算月の翌月6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除いたします。

#### ③ 工事費負担金(※2)の免除

被災されたお客さまが、被災前と同じ契約内容で2021年6月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

#### ④ 臨時工事費(※3)の免除

被災されたお客さまが、2021年6月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

#### ⑤ 基本料金の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2021年6月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除いたします。

#### ⑥ 諸工料(※4)の免除

被災されたお客さまが、2021年6月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料は申し受けません。

(注) ※1 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2・3・4 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客様からのお申し込みにより、お客様へ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客様にご負担いただく費用をいいます。

### 4. 特別措置の申込み方法

当社までご連絡ください。

## 別紙

### ※対象地域

＜災害救助法の適用地域＞2020年12月25日現在

\*適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されますので、最新情報については「内閣府発表 災害救助法の適用状況」をご参照ください。

[災害救助法の適用状況：防災情報のページ - 内閣府](#)

#### ■東京電力パワーグリッド(株)サービスエリア内

＜災害救助法の適用地域＞

【新潟県】南魚沼市、南魚沼郡湯沢町

＜災害救助法の適用地域に隣接する地域(※5)＞

【群馬県】吾妻郡中之条町、利根郡みなかみ町

【新潟県】十日町市、魚沼市、中魚沼郡津南町

【長野県】下水内郡栄村

#### ■東北電力ネットワーク(株)サービスエリア内

＜災害救助法の適用地域＞

【新潟県】南魚沼市、南魚沼郡湯沢町

＜災害救助法の適用地域に隣接する地域(※5)＞

【新潟県】十日町市、魚沼市、中魚沼郡津南町

#### ■中部電力パワーグリッド(株)サービスエリア内

＜災害救助法の適用地域に隣接する地域(※5)＞

【長野県】下水内郡栄村

(注)※5 上記以外の市町村が本災害における災害救助法の適用となった場合、当該市町村およびその隣接市町村も特別措置の対象地域といたします。

以上

#### お問合せ・お申込み先

株式会社ミツウロコヴェッセル

住所 東京都中央区京橋三丁目1番1号

電話 0800-300-0326 受付時間 9:00-17:00(日・祝日を除く)

※12月31日～1月4日までは受付を停止しております。

ミツウロコでんき受付センター